

北九州市DX推進プラットフォーム規約

(目的)

第1条 北九州市DX推進プラットフォーム（以下、「当会」という。）は、デジタルトランスフォーメーション（データとデジタル技術を活用して、顧客や社会のニーズを基に、製品やサービス、ビジネスモデルを変革するとともに、業務そのものや、組織、プロセス、企業文化・風土を変革し、競争上の優位性を確立すること。以下、「DX」という。）を進める企業、団体、学術機関、行政機関、個人（以下、「企業等」という。）及びこれを支援する企業等を会員とし、会員同士を効果的に結びつけることにより、地域が抱える社会課題の解決や新たな価値の創造（地域DX）を推進し、もって北九州地域の経済産業の発展に寄与することを目的とする。

(活動方針)

第2条 前条の目的を達成するため、次のとおり活動方針を掲げる。

- (1) DXによる地域産業の競争力強化
- (2) DXによる産業イノベーションの推進
- (3) DXによる地域社会課題の解決
- (4) DX人材の拡充
- (5) DX推進に向けた基盤の形成

(活動内容)

第3条 前条の活動方針に則り、次に掲げる活動を行う。

- (1) 会員のDX推進に資する活動（相談窓口・専門家派遣、マッチング、人材育成、資金調達促進、販路拡大等）
- (2) 会員間で連携するDX関連の事業企画の立案・推進（デジタル活用による社会課題の解決、業種毎のDX推進などの研究会の立ち上げ）
- (3) DXプロジェクト（研究会等を通じて創出された産学官民連携プロジェクト）の推進
- (4) 広報
- (5) その他、当会の目的を達成するために必要な活動

(推進体制)

第4条 当会の事業を推進するに当たり次の役員を置く。

- (1) 代表 1名
- (2) 相談役 若干名

- 2 代表は北九州市の推薦を受けた地元企業の代表者が務める。
- 3 相談役は必要に応じて代表が選任する。
- 4 当会の事務局を、北九州市産業経済局未来産業推進課及び公益財団法人北九州産業学術推進機構に置く。
- 5 事業を推進するに当たっては、会員が主導的役割を担うことを原則とし、事務局は、会員の知見を積極的に活用し、その活力が十分に発揮されるための環境整備を行う他、当会の円滑な運営のため、以下を実施する。
 - (1) 会員の入退会管理
 - (2) WEBサイトの運用等、当会の活動についての情報発信・広報活動
 - (3) 当会の活動に関連する相談の受付及び会員のコーディネート
 - (4) その他、当会の活性化に資する活動

(会員)

第5条 当会の目的に賛同する企業等は、事務局への申請により当会の会員となることができる。なお、当会の活動を通じて自らDXを進める企業等については、北九州市内に事業所等を有する企業等に限る。

- 2 会費は無料とする。
- 3 入会及び退会の手続きは別に定める。
- 4 次の各号に該当する者は会員となることができない。
 - (1) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。）若しくは暴力団員と密接な関係を有する者。
 - (2) 公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属する者。

(守秘義務)

第6条 会員は、当会の活動で知り得た秘密情報に関して、許可なく発表、公開、漏洩、利用してはならない。

- 2 会員は、当会内で提示する当該会員の資料や発言が秘密事項に該当する場合は、その旨を申し出て、他の会員に秘密情報であることを周知することとする。
- 3 前2項は、当会からの退会後にも適用する。

(委任)

第7条 この規約に定めるもののほか、当会の運営に関し必要な事項は、代表が定める。

付則

本規約は、令和3年9月7日から施行する。